

2024年度
外務省専門職員採用試験案内

外務省

△受験資格△

- 2024年4月1日における年齢が21歳以上30歳未満(1994年4月2日から2003年4月1日まで)に出生)の者。学歴は問いません。
- 2024年4月1日における年齢が21歳未満の者(2003年4月2日以降に出生の者)で、次に掲げる者。
 - 大学を卒業した者若しくは2025年3月までに大学を卒業する見込みの者、又は人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者。
 - 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者、2025年3月までに短期大学若しくは高等専門学校を卒業する見込みの者、又は人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者。

△採用予定人員△ 約50名

△受付期間△

2024年3月22日(金曜日)～4月5日(金曜日)
(日本国内又は海外発送地の通信日付印有効)

△試験日程・試験種目△

試験は、大学卒業程度の学力を基準とし、知識のみならず理解力、判断力及び表現能力並びに人物について、外務公務員としての適格性を判断します。

第1次試験			
実施日	試験種目 (解答時間)	試験科目	出題数・解答数等
6月1日(土曜日) (着席時間 9時00分)	専門試験 (記述式) (各科目2時間)	(必須科目) 国際法	各科目3題出題、うち 各科目2題選択解答
		(選択科目)※ 憲法 又は 経済学	
	時事論文試験 (1時間30分)		1題出題
6月2日(日曜日) (着席時間 9時20分)	基礎能力試験 (多肢選択式) (1時間50分)		知能分野24題、 知識分野6題、 計30題出題
	外国語試験 (記述式) (2時間)	外国語文和訳	2題出題
		和文外国語訳	2題出題

- (注) 1 試験1日目1日(土)の専門試験(記述式)の選択科目は、受験者が試験当日に憲法、経済学の2科目のうち、いずれか1科目を選択し解答します。
- 2 基礎能力試験において一定の基準点に達しない者は、他の科目の成績のいかんにかかわらず不合格となります。
- 3 外国語試験は、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・ポルト

ガル語・イタリア語・アラビア語・ペルシャ語・ミャンマー語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・中国語・朝鮮語のうちから1か国語を選択できます。

- 4 専門試験（記述式）及び時事論文試験は、日本語による解答のみを有効とします。

第 2 次 試 験		
実 施 日	試験種目	内 容
7月16日（火曜日） ～ 7月25日（木曜日） 第1次試験合格通知書で指定する日時 （日程の変更は、原則として認めません。）	外国語試験 （面接）	外国語会話
	人 物 試 験	個別面接(2回)・グループ討議
	身 体 検 査	胸部X線撮影などを含む一般的な身体検査

- (注) 1 外国語会話は、第1次試験で受験した外国語で行います。
2 個別面接の参考とするため、性格検査を実施します。
3 人物試験において一定の基準点に達しない者は、他の科目の成績のいかんにかかわらず不合格となります。

△試 験 地△

第 1 次 試 験 地	東 京 都	大 阪 市
第 2 次 試 験 地	東 京 都	

- (注) 1 第1次試験地は、受験に便利な1都市を選んでください。
2 試験場の詳細は受験票に記載して通知します。
3 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もあります。

△合格者発表△

第1次試験合格者発表・・・2024年7月1日（月曜日）11時

合格者の第1次試験地及び受験番号を外務省ホームページに掲載し、合格者本人に直接通知します。

最終合格発表・・・2024年8月14日（水曜日）11時

合格者の第2次試験受験番号を外務省ホームページに掲載し、第2次試験受験者全員に合格又は不合格の旨を通知します。

△受 験 手 続 △

1 受験申込書及び試験案内の請求方法（受付期間中のみ有効）

受験申込書は、外務省ホームページから印刷可能。郵便で請求する場合は、封筒の表に「専門職員試験案内等請求」と赤字で書いた上で、その中に日本国内の宛先及び郵便番号を明記して郵便切手（申込書及び試験案内1組で、長形3号（長さ23.5cm、幅12cm）の返信用封筒を使用する場合94円）を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

受験申込書及び試験案内は、外務省（東玄関）、外務省分室（大阪、沖縄）、外交史料館や全国各地の人事院地方事務局（所）等にも設置します。

2 提出書類

受験申込書 1部

所定の受験申込書に必要事項を記入の上、写真1枚（上半身・無帽・正面向、タテ4cm×ヨコ3cm、申込前6か月以内に撮影、氏名、撮影年月日を申込書に明記）を貼ったもの。

- (注) 1 受験申込書の提出は郵送に限ります。その際は必ず簡易書留とし、封筒の表に「専門職員受験」と赤字で書いた上で、返信用封筒（長形3号。日本国内の

宛先及び郵便番号を明記して94円切手貼付)を同封してください。

- 2 簡易書留発送時の控えは、受験票が届くまで大切に保管してください。
- 3 受験に際し、障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、申込書提出時にあらかじめその旨を申し出てください。

3 受験票の交付

申込者には5月上旬から中旬にかけて受験票を交付します。5月下旬になっても受験票が日本国内の宛先に届かないときは次の4の申込先に照会してください。

4 申込先(提出書類の送付先)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 外務省人事課採用班
電話 東京(03)3580-3311(大代表)内線2131

△個人の試験結果(成績)について△

2024年度試験の個人の試験成績については、2024年8月15日(木曜日)～11月13日(水曜日)までの間は郵便で請求することが可能です(なお、試験結果(成績)には、合否は記載されません)。封筒の表に「専門職員試験結果請求」と赤字で書いた上で、次の書類を封入し、受験手続4の申込先に郵送してください(普通郵便可)。

なお、次の書類に記載の受験者本人の氏名及び住所はいずれも一致していなければなりません。受験申込以降に改姓した方は、改姓の事実が確認できる戸籍抄謄本等原本も郵送してください。必要に応じて本人確認書類を追加送付していただく場合がありますので、予めご了承ください。

- 1 「住民票の写し」原本(コピー不可(「住民票の写し」とは文書の名称であって、コピー機で複写したものは不可。コンビニエンスストア等の複合機を利用して受け取ることは問題ありません。))。受験者本人分のみ、請求日前30日以内に作成されたもの(必着)。個人番号の記載がある場合、黒塗りする。)
- 2 本人確認書類のコピー(本人確認書類:運転免許証(両面のコピー)、マイナンバーカード(通知カード不可)、健康保険被保険者証(被保険者番号を黒塗りする。両面のコピー)のいずれか。住民票と同じ氏名・住所が記載されているもの(住民票と異なる住所が記載されているものしか提出できない理由がある場合は、その理由を記載の上、2つ以上の本人確認書類(例:マイナンバーカード+健康保険被保険者証)のコピーを送付してください。))。
- 3 受験票のコピー
- 4 返信用封筒(郵便番号を明記し、宛先は住民票に記載の住所、宛名は受験者本人とする。長形3号の返信用封筒を使用する場合、84円切手を貼付。)

★外務省専門職員採用試験に合格すると・・・

最終合格者は、外務省専門職員採用候補者名簿に記載され、試験実施の翌年4月に外務事務官として外務省に採用されます。

採用後は、現行制度下では、入省後1か月間外務省研修所(神奈川県相模原市)において国内研修を受け、その後1年程度、外務本省で勤務した後、再び研修所における研修を経て、研修言語を履修するのに適した国にある在外公館に外交官補又は領事官補として配属されます。その場合、館務に従事することなくその国の大学等で研修言語について約2年間(アラビア語は約3年間)の在外研修を受け、研修終了後は、研修言語を国語(又は通用語)とする国にある在外公館で勤務することになります。

以後、おおむね5～6年ごとに本省勤務と在外公館勤務を繰り返し、専門とする言語のみならず、当該言語と関連する国・地域の社会、文化、歴史等にも通じるとともに経済、経済協力、条約等の分野でも活躍することが期待されています。この間能力及び勤務成績に応じて昇進し、優秀な者については幹部への道も開かれています。

給与額は、235,440円の予定です（大学卒業後、すぐに採用されて原則行政職俸給表（一）1級25号俸が適用され、東京都特別区内に勤務する場合における2024年4月1日の給与の例です。大学卒業後に職歴等がある場合には、これに応じた初任給決定がなされます。）。このほかに本府省業務調整手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が資格のある者には支給されます。

なお、在外研修を受けている期間中は俸給等のほかに研修員手当が支給されますが、在外公館勤務になった場合は研修員手当に代わって在勤基本手当等が支給されます。

〈研 修 語〉

この試験の合格者の在外における研修言語は、おおむね次の外国語のうちから選ばれます。

英 語	ド イ ツ 語	ベ ト ナ ム 語	ノ ル ウ ェ ー 語
フ ラ ン ス 語	ス ペ イ ン 語	カ ン ボ ジ ア 語	ハ ン ガ リ ー 語
ロ シ ア 語	ポ ル ト ガ ル 語	ラ オ ス 語	ヘ ブ ラ イ 語
中 国 語	イ ン ド ネ シ ア 語	ヒ ン デ ィ ー 語	フ ィ リ ピ ノ 語
朝 鮮 語	ト ル コ 語	イ タ リ ア 語	ス ロ ベ ニ ア 語
ア ラ ビ ア 語	ペ ル シ ャ 語		

備考

1 次のいずれかに該当する者は、この試験を受けることができません。

（国家公務員法第38条・外務公務員法第7条・人事院規則）

- （1）日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者（注）
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （5）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 受理した受験申込書は、いかなる場合でも返還しません。

3 受験申込書を受理した後は、試験地・受験外国語等の変更を認めません。

4 受験手続、外務公務員の採用等についての照会は、受験手続4の申込先に問い合わせてください。

（注） 国籍については、自国籍者から生まれた子に国籍を付与する国（血統主義）、自国領域内で生まれた子に国籍を付与する国（出生地主義）等があります。この試験の受験を申し込まれる方は、本人が外国で生まれた場合、又は出生の時点で父若しくは母が外国の国籍を有していた（二重国籍者を含む。）場合には、日本にある当該国の大使館か領事館に照会する等、外国の国籍の有無について確認してください。外国の国籍を有している場合には速やかに離脱の手続を執ってください。

★「外務省の所掌事務」について

外務省の所掌事務は、外務省設置法に定められているとおり、日本の安全保障・対外経済関係・経済協力・文化その他の分野における国際交流等に係る外交政策、外国政府との交渉・協力、国際機関等への参加・協力、条約その他の国際約束の締結、国際情勢に関する情報の収集・分析・調査、日本国民の海外における利益の保護・増進、海外に

おける邦人の生命・身体の保護、政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整等に関するものです。

★「外務省の組織」について

本省には大臣官房のほか、総合外交政策局（軍縮不拡散・科学部を含む。）、アジア大洋州局（南部アジア部を含む。）、北米局、中南米局、欧州局、中東アフリカ局（アフリカ部を含む。）、経済局、国際協力局、国際法局、領事局の10局3部及び国際情報統括官組織があり、附属機関として外務省研修所等があります。

在外公館として、大使館154、総領事館67、政府代表部10の計231公館があります。
(2024年3月現在)

★ 外務省の業務、組織、職員採用の詳細については、外務省ホームページで御覧いただけます。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>